

## 学術研究分野における名古屋議定書の国内措置検討の課題

鈴木睦昭

国立遺伝学研究所 知的財産室 ABS 学術対策チーム

411-8540 静岡県三島市谷田 1111

Issues of domestic implementation of Nagoya Protocol in Academia

Mutsuaki Suzuki

ABS Academia Team, National Institute of Genetics,

Yata 1111, Japan

### 1. はじめに :

2010年名古屋議定書 (Secretariat of the CBD, 2010) が生物多様性会議 第10回締約国会議(COP10)により採択され、発効に向けて準備が進められている。名古屋議定書は50カ国批准したのちに、90日後に発効する取り決めとなっており、2014年10月に開催予定のCOP12までに、発効の可能性があると言われている。また、COP10開催時に採択された愛知ターゲットにより、2015年名古屋議定書の円滑な運営が掲げられている。名古屋議定書における、利用国においての最大の特徴は、海外遺伝資源に関する国内に設けられる予定のチェックポイントにおいて、監視（モニタリング）を受けなければ行けないことである。現在今後、国内措置がどうなるかどうか注視すべき時期であり、さらに、提供国の動きについても、注意が必要である。本稿では、名古屋議定書の実施に伴う学術分野の影響等今後の対応について考察する。

### 2. 名古屋議定書の経緯と変更のポイント

名古屋議定書採択までの経緯を述べると、1993年に発効された、生物多様性条約において、遺伝資源の主権的権利の存在、利益配分に関する項目が決められた。2002年にボンガイドラインが採択され、より具体的な仕組みが提案された。しかしながら、また、利用国から提供国の遺伝資源のアクセスの困難さや、提供国からは遺伝資源の利用の監視が望まれており、新たな国際的な法的拘束力を持つ国際的枠組みが必要とされ、議論され続けてきた。派生物の取り扱い、遡及適応、監視方法など、いくつか難しい論点があったが、2010年10月のCOP10において、最終日の朝議長案が提出され、深夜未明において、難産の結果、名古屋議定書がCOP10にて採択

された。

名古屋議定書の内容の特徴として、名古屋議定書発効後の状況変化を図1に示す。すでにボンガイドラインなどで決まっている事（黒字）と名古屋議定書の発効後の変更箇所（赤部分）を示す（鈴木睦昭 2011）。名古屋議定書の発効により、提供国の国内法の整備と、利用国におけるチェックポイントさらに情報交換センターとしてのクリアリングハウスが作成される。また、クリアリングハウスに提出したPICは国際認証と見なされる。

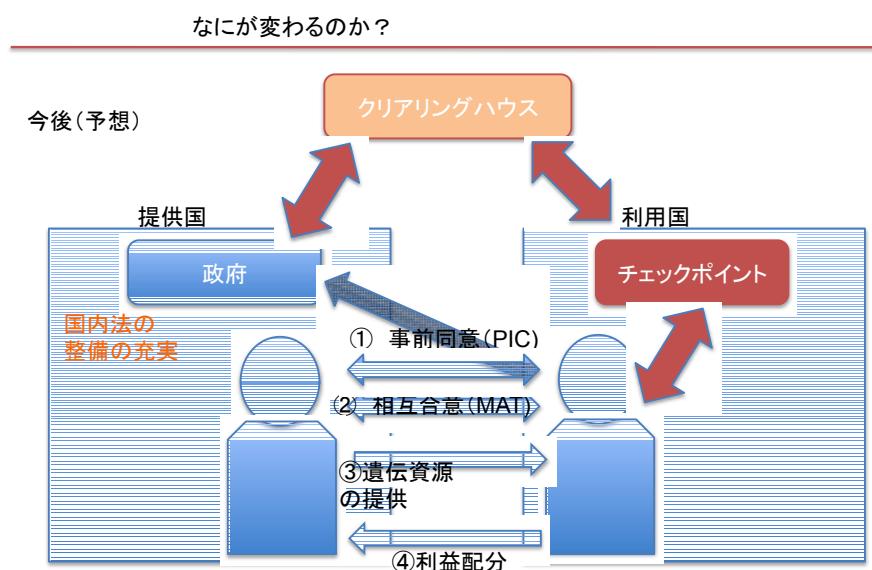


図1 名古屋議定書発効後の状況変化

### 3. 現状の大学・研究機関等の対応

大学・研究機関において、名古屋議定書の発効はされていないが、遺伝資源の海外への持ち出しについて一定の手続きを課す国は、今後、増加していくことが予想される。海外の遺伝資源を国内に持ち込む際の留意点は、例として、相手国における遺伝資源の持ち出しに関する法令等のルールを事前に確認する。遺伝資源へのアクセスと利益配分に関して相互に合意する条件について当事者間で交渉し、契約内容には最新の注意を払う。留学生が来日する際に海外から遺伝資源を持ち込む行為も相手国における遺伝資源の持ち出しの規制対象となる可能性に注意する。

また、利益配分に関しては、学術研究においては、できるかぎり、非金銭的な利益に関して重視すべきである。名古屋議定書には、非金銭的利益配分として、研究開発成果の共有、バイオテクノロジー研究における協同、教育訓練、データベースの受け入れ、知識と技術移転、能力強化、能力開発、遺伝資源に関する件湯、科学研究報告へのアクセスなどが例として記載されている。

#### 4. 名古屋議定書を取り巻く海外の状況

名古屋議定書発効後、政府間会合委員会による会合(ICNP-1,ICNP-2)がそれぞれ、モントリオール、ニューデリーにて開催され、名古屋議定書の実施に向けての準備が少しづつ進んでいる状況である。ICNP-2 資金メカニズム、能力開発、多数国間の利益配分システムなどを含む勧告案が示され、COP12 (2012年10月ハイデラバード) にて採択された(The Convention on Biological Diversity, 2012)。

しかしながら、現在、利用国視点の具体的な対応は開始されたばかりである。先進国に対するでは、スイス連邦共和国がまず動きが早く連邦法への改正案を作成した。内容的には、研究を通じた遺伝資源の利用価値の高まりとして、イノベーションの価値鎖を想定し、デューデリジェンス（守るべき相当の義務）を想定し、通知の義務は商品化の時のみであり、大学研究に関して、適用しやすいと考えられる(Susette Biber-Klemm 2013)。

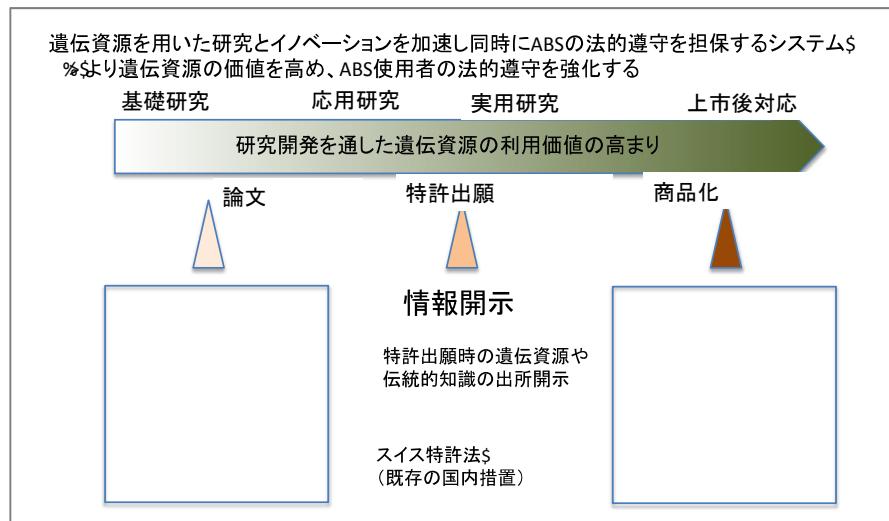


図2 スイスにおけるABSユーザーの法的措置（ドラフト）の原理

EU委員会案において、いくつかの実効性を高める仕組みが存在する。一つは、信頼されるコレクション制度、これは、カルチャーコレクションなどが、あらかじ

め登録をしておき、そこから出される遺伝資源は、デューデリジェンスを満たすとされる制度である。また、利用者コミュニティーから、自主的なガイドライン、行動規範、ベストプラクティス（最良事例）を委員会に提出する制度などがある（European Commission,2011）。

提供国としてはインド、フィリピン、オーストラリア、南アフリカ、マレーシアにて、法律・規制が存在するが、遺伝資源の定義は、名古屋議定書に比べて広く記載されている。インドにおいては、外来種も含む生物資源と広く記載される。派生物に関しても含まれる。多くの提供国の状況は、まだまだ整備途中である。

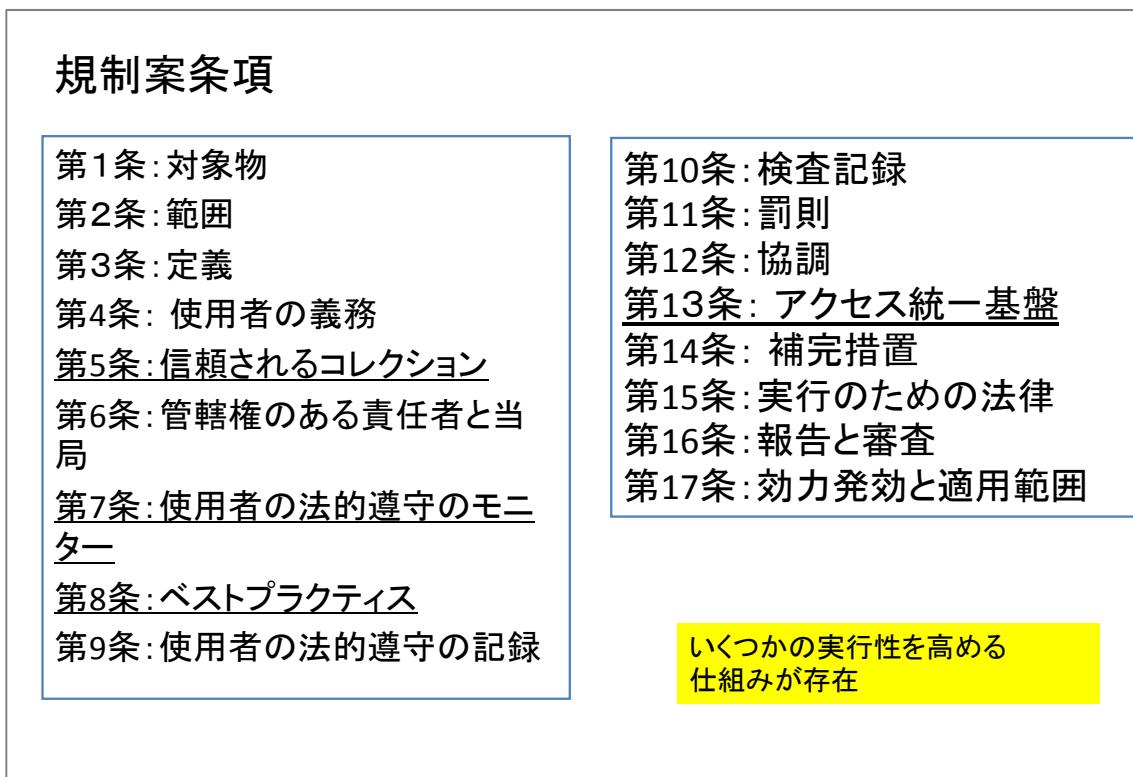


図3 EUの規制案条項

### 5. いくつかの実効性を高めるツール

生物多様性条約の利益配分のルールについて、すでに、ボンガイドラインの作成された後、いくつかの団体から、対応するモデル条項・行動規範・ガイドラインなどが出されている。学術においては、スイス科学アカデミーが長年活動をしている（Swiss Academy of Sciences）。

一例として、第三者移転に関して、選択オプション（1）年に一度第三者移転のリストを提供者に提出、（2）提供者が検索可能な記録を保管、（3）本同意書と同

様の義務を第三者に署名、(4)第三者に移転する時には提供者に同意を得る、ただし、分類額専門家への一次的移転は適用されない。(5)研究目的のカルチャーコレクションへの寄託する権利などや。利益配分に関しては、一例として、ボンガイドラインの非金銭的利益のリストの添付などが記載されている。

また、植物の分野においては、古くからキューブ王立植物園が ABS に関する啓発活動を行っており、ポリシーや ABS-MTA のキットを公表している (Kew Royal Botanic Gardens)。

前文	
1. 同意書締結者(同意書締約国; Parties to the Agreement)	10. 提供者の権利と義務
2. 事前の情報に基づく同意	11. 利用者の権利と義務
3. 同意書の目的	12. データの共有
4. 用語	13. 報告
5. アクセスされる遺伝資源	14. 知的財産権
6. 利用	15. 公表
7. 非商業的利用から商業的利用への 変更	16. 同意書解除後の遺伝資源の取り扱い
8. 遺伝資源(および関連するTK)の第三 者への移転	17. 同意書の期間と解除
9. 利益配分	18. 紛争の解決
	19. その他の規定

図4 スイス科学アカデミーが作成したモデル条項の構成

## 6. 日本国内における検討状況と課題

日本国内においては、環境省が主体となり、名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会が開催されている（環境省名古屋議定書あり方検討会 HP）。あり方検討会においては、1) 遵守の基本的な考え方、2) 遵守の適用範囲 3) 前提・時期・対象・その他、4) チェックポイントでの監視、提供する情報、5) 不履行の時、6) 国内の遺伝資源、7) 利用者の対応、適正利用の推進などが検討項目として、検討が進められている。

現状、学術の観点から考えた時に、いくつかの課題が考える。1) 批准することのメリット、デメリット分析がされていない。2) 状況が提供国の国内体制が整備されていないのに、利用国のみが国内措置を整備することに急ぐ必要性が不明瞭。3) PIC の発給体制ができなく、また、法外な金額を要求されるなどあり、実質的な遺伝

資源の受け取りが困難となる、事態への対応、4) 条約批准(1993)と国内措置開始までの間の遺伝資源の取り扱いが不明、5) 提供相手国の政府の PIC 発給システムが動いてから、国内措置を始めるべきではないか？

などの点が考えられる。さらに、実態に即した把握をすべきであり、拙速に進み、デメリットが多いだけの国内措置が研究者不在で行われることはあってはいけない。

## 7. 今後の課題

しかしながら国内措置が、希望通り緩やかなものとなったと仮定しても、提供国の中の法律・規制が整備され、もちろん、それを遵守をしなければいけない。さらに、提供国における権利意識の先鋭化についても対応していくことも必要であり。研究者個人の課題というよりも、学会、研究者コミュニティー、大学機関単位の対応が必要となる。

## 謝辞

本稿は国立遺伝学研究所に設けられた ABS 学術対策チームの活動を通して得た知見を基としている。本活動はナショナルバイオリソース情報整備プログラムの一部として実施されている。関係者の厚い支援ご指導に感謝いたします。

## 引用文献

Secretariat of the CBD, 2010, The Nagoya Protocol on Access and Benefit-sharing,

<http://www.cbd.int/abs/>

鈴木睦昭 2011, 生物多様性条約と遺伝資源をめぐる状況 Bio Resource Now, Vol.7 (1)

P2

The Convention on Biological Diversity 2012, COP11 Decisions XI/1.

<https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-11/cop-11-dec-01-en.pdf>

Susette Biber-Klemm 2013

[http://abs-swiss.sakuraweb.com/\\_src/sc337/95F18D908F91288Du898993E097e81E83p83l838B81E83v838D83t834083C838B81E89p8CEA83X838983C83h81j.pdf](http://abs-swiss.sakuraweb.com/_src/sc337/95F18D908F91288Du898993E097e81E83p83l838B81E83v838D83t834083C838B81E89p8CEA83X838983C83h81j.pdf)

European Commission, Consultation 2011.

[http://ec.europa.eu/environment/consultations/abs\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/consultations/abs_en.htm)

Swiss Academy of Sciences,

[http://abs.scnat.ch/downloads/documents/NonCommResearch\\_ABS\\_Agreement.pdf](http://abs.scnat.ch/downloads/documents/NonCommResearch_ABS_Agreement.pdf)

[http://www.shigen.nig.ac.jp/shigen/news/n\\_letter/2011/nl201101.pdf](http://www.shigen.nig.ac.jp/shigen/news/n_letter/2011/nl201101.pdf) (翻訳版)

Kew Royal Botanic Gardens

[http://www.kew.org/conservation/CBD\\_for\\_Botanists/CBD\\_for\\_Botanists\\_V2.pdf](http://www.kew.org/conservation/CBD_for_Botanists/CBD_for_Botanists_V2.pdf)

環境省名古屋議定書あり 方検討会 HP

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>